

旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の指定の解除について

令和 8 年 9 月

関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課

1. 経過措置料金規制の趣旨と解除基準

経過措置料金規制とは、小売全面自由化後において、ガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則ではあるものの、他のガス小売事業者や他燃料事業者との間に適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、需要家の利益を保護する必要性が特に高いと認められる供給区域等について、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第6項に基づき、指定旧供給区域等として指定し、小売料金規制を存置することとしたものである。当該指定事由がなくなつたと認める時は、同条第2項に基づき、当該指定を解除することとしている。

2015～16年のガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制の指定基準・解除基準に係る議論が行われ、整理された基準は処分基準等（※1）として規定されている。当該基準に則して、旧一般ガス小売事業者12者に対して経過措置料金規制が課されることとなり、現在も同規制が存置されている関東経済産業局管内の旧一般ガスみなしガス小売事業者は2者である。（※2）

（※1）「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第二十二條第一項及び第二十八條第一項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」

（※2）日本瓦斯株式会社（南平台、初山地区）、熱海瓦斯株式会社

2. 熱海瓦斯株式会社の解除基準の充足状況

上記解除基準を満たした場合には、指定旧供給区域等の指定を解除することとなっており、ガス関係報告規則（平成29年経済産業省令第16号）附則第3条の規定に基づき、熱海瓦斯株式会社から提出された報告書を確認したところ、解除基準のうち①を充足していることが確認された（別紙参照）。

解除基準に沿って他燃料事業者や他のガス小売事業者との競合が進んでいること等が確認できたため、パブリックコメントを実施し、電力・ガス取引監視等委員会にも意見を聴いた上、指定を解除することとしたい。

3. 今後のスケジュール

令和8年9月15日（火）～10月15日（木） パブリックコメント

※パブリックコメントの終了後、電力・ガス取引監視等委員会への意見聴取を経て最終的に判断

(別紙)指定の解除の対象となる関東経済産業局所管の指定旧供給区域等一覧

通し番号	事業者名	結果	①解除基準 (当該事業者の都市ガス利用率 ≤ 50%)に該当するか		②解除基準 (当該旧一般ガスみなしガス小売事業者による都市ガス供給採用件数 × 1/2 ≤ 当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数・他燃料採用件数)に該当するか					③解除基準 (直近1年間の小口需要に係る都市ガス販売量における他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、かつ、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力がある)に該当するか					④解除要件 (小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続下落、かつ、経過措置料金メニューによる契約件数 ≤ 自由料金メニューによる契約件数)に該当するか			備考
					都市ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果	直近1年間の当該指定旧供給区域等における小口需要に係る他のガス小売事業者によるガス販売量 (m³)	直近1年間の当該指定旧供給区域等における小口需要に係る総ガス販売量 (m³)	約款料金件数	自由料金件数							
1	熱海瓦斯株式会社	解除する	○	49.2%	×	180	74.7	90	>	75.9	×	0	7,563,378	×	14,216	>	148	適正な競争環境が確保されているとは認められない 他の事由は存在しない